

令和3年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

AMED 国際戦略推進部

1. 研究内容及び審査の観点について

研究内容及び審査の観点については、前年度公募要領の内容から変更ありません。

2. SATREPS 対象国（共同研究相手国）について（公募要領 71 頁）

- トルコ共和国、スーダン共和国が対象国として追加されました。
- アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ニジェール共和国、マリ共和国、南スーダン共和国が対象外となりました。

3. 研究開発提案書について

- 提案書構成において、前年度研究開発提案書から変更はありません。
- 「研究課題名（英文）」は、The Project for で始まるものとし、相手国研究機関と十分調整いただき、相手国からの ODA 技術協力プロジェクト名と同じ課題名を記載するよう、追記しました（公募要領 73 頁）。

4. 公募要領への追加事項について

（1）新型コロナウイルス感染症による影響について

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた AMED や JICA の対応について追記しました（公募要領 66 頁）

「相手国への渡航制限など、提案書を提出する時点での影響を踏まえて研究計画を立ててください。審査の観点の一つである、提案の実現可能性の一要素として考慮します（相手国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性がある場合、審査で考慮されることがあります）。また、原則として条件付き採択後の暫定期間、すなわち R/D・MOU の締結の期限は例年通り採択年度末までとします。さらに、課題の評価（中間・終了時）では、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した評価を行います。」

（2）JICA による ODA 技術協力経費について

- 間接経費無しの場合と有りの場合を分けて記載しました（公募要領 11、16 頁）。
 - 【間接経費無しの場合】6,000 万円程度／年（5 年間で 3 億円以内）
 - 【間接経費有りの場合】7,000 万円程度／年（5 年間で 3.5 億円以内）
- 間接経費無しの場合と間接経費有りの場合の事業契約書作成法について追記しました（公募要領 62 頁）。
 - 間接経費無し：業務調整員派遣にかかる費用は JICA が直接支出し、JICA が確保する。「日本国内での業務諸費」を事業契約書に計上する。

- 間接経費有り：業務調整員派遣にかかる費用は事業契約書にて計上し、研究代表機関が確保する。「日本国内での業務諸費」は事業契約書に計上しない。

(3) ウェブサイトの URL について

- 該当ウェブサイトの URL を http から https に修正しました（公募要領 15、32、46、47、52 頁）。

該当項目	修正後の URL (http→https に修正)
経済産業省：安全保障貿易管理（全般）	https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
経済産業省：安全保障貿易ハンドブック	https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）	https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」	https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html
厚生労働省「研究に関する指針について」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/i-kenkyu/index.html
「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf
健康危険情報	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc
researchmap	https://researchmap.jp/
臨床研究法について（厚生労働省ウェブサイト）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000163417.html

(4) その他追記・修正事項

- 組織名を令和 2 年度の名称に修正しました。
- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」を踏まえて、所属機関の承認が得られた場合、エフォートの一定割合を自発的な研究活動へ充当することが可能な旨を記載しました（公募要領 24 頁）。
- 情報の利用目的について、情報の利用に不採択課題も含むことや利用の限定等を追記しました（公募要領 25 頁）。
- データマネジメントプランの提出について追記しました（公募要領 40 頁）。
- データの取り扱いについて、AMED 研究データ利活用に係るガイドライン等を追記しました（公募要領 44 頁）。
- 若手研究者の登用の推進について記載しました（公募要領 24 頁）。

- 登用される若手研究者の自発的な研究活動について記載しました（公募要領 24 頁）。
- ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）へのリソース寄託と NBRP で整備されたリソースの利用について記載しました（公募要領 49 頁）。
- 「文部科学省の公募型研究資金の公募要領作成における留意事項」の改訂等を踏まえて以下を修正しました。
 - e-Rad 上で提出するに当たっての注意で、PDF 変換ソフトのダウンロードの箇所を削除、1 ファイル当たりの容量を修正しました（公募要領 30 頁）。
 - 必要な情報公開・情報提供等で、e-Rad に登録された情報の取扱いを追記しました（公募要領 25 頁）。
 - チェックリストについて、提出が不必要なものを追記しました（公募要領 33 頁）。
 - 不正行為・不正使用・不正受給が認められない場合について、当該不正行為等の概要の内訳、研究者に対する制限について新たに公募する制度・終了した制度も対象となる旨および不正事案の公表について概要の内訳を追記するとともに、不正使用・不正受給の場合の表を差し替えました（公募要領 37、38 頁）。
 - 論文謝辞等における体系的番号について記載しました（公募要領 50 頁）。
 - 博士課程（後期）学生の処遇の改善について修正しました（公募要領 50 頁）。
 - 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について記載しました（公募要領 51 頁）。
 - 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について修正しました（公募要領 51 頁）。

以上